# 大江町朝日連峰古寺案内センター 指定管理者募集要項

令和7年11月

山形県大江町地域振興課

## 目 次

1	募集の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
2	指定管理者が行う事業及び業務の内容	P3
3	指定管理者募集に関する事項	P5
4	経費に関する事項	P8
5	選定に関する事項	P9
6	協定に関する事項	P10
7	参考資料	P10

### 大江町朝日連峰古寺案内センター指定管理者募集要項

#### 1 募集の概要

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項、大江町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第15号)第2条及び大江町朝日連峰古寺案内センターの設置及び管理に関する条例(平成31年3月12日条例第2号)に基づき設置された大江町朝日連峰古寺案内センターの管理に関する業務及び設置目的を効果的かつ効率的に行うため必要な事業を行う指定管理者を募集します。

#### (1) 施設の概要

- ① 名 称 大江町朝日連峰古寺案内センター
- ② 所 在 地 山形県西村山郡大江町大字貫見字古寺 1014 番地
- ③ 設置年月日 平成31年4月1日
- ④ 敷地面積 1,777.00 ㎡
- ⑤ 建築面積 152.37 ㎡
- ⑥ 施設の内容 木造二階建て ※別紙図面のとおり

#### (2) 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とします。 ※運営開始時期については指定管理者と協議の上決定します。

(3) 指定管理者の募集及び選定の方法

公募とし、申請者から提出のあった事業計画書等について、大江町公の施設に係る指定 管理者(候補者)選定委員会の審査を経て、候補者を選定します。

#### (4) 申請受付期間

令和7年11月17日(月)から令和8年1月30日(金)午後5時まで (ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(5) 審査結果等の通知及び公表

審査結果は、申請者に対して通知するとともに、大江町ホームページに掲載します。

(6)協定の締結

町は、町議会の議決を経て、選定された候補者を指定管理者に指定します。その後、指 定管理者と細目について協議を行い、協定を締結します。

#### (7) 問合せ先

大江町地域振興課観光振興係

〒990-1101 山形県西村山郡大江町大字左沢 882-1

TEL 0237-62-2139 FAX 0237-62-4736 E-Mail kanko@town.oe.yamagata.jp

#### 2 指定管理者が行う事業及び業務の内容

#### (1) 事業及び業務内容

指定管理者が行う事業は、大江町朝日連峰古寺案内センター(以下「古寺案内センター」という。)の施設及び付帯設備を適正に管理運営し、旅館業法(昭和23年法律第138号)及び食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定に基づき、朝日連峰の登山客を含めた大江町の交流人口の更なる拡大と観光資源としての付加価値を高め、地域産業の活性化を図る事業とし、次の業務を行っていただきます。

なお、事業の細目については、指定管理者と協議を行い、協定を締結します。

- ① 朝日連峰登山等案内に関する業務
- ② 町の観光案内及び情報発信に関する業務
- ③ ネイチャーセンターを活用した自然環境学習に関する業務
- ④ 古寺案内センター及び付帯設備の維持管理に関する業務
- ⑤ 登山遊歩道等の環境整備に関する業務
- ⑥ 駐車場協力金収受に関する業務
- (7) 古寺案内センターの宿泊運営に関する業務

※冬期間の降雪により運営期間は5月10日から11月9日とします。なお、指定管理者と協議を行い運営期間の変更は可能とします。

※宿泊事業は自主運営ですが、食事提供は極力地元産の食材を用いるものとします。

- ⑧ 山岳遭難対策等防災拠点業務
- ⑨ その他古寺案内センターの管理運営に関して町長が必要と認める業務

#### (2) 事業報告書の作成及び提出

指定管理者は、毎年度終了後2か月以内に、下記に掲げる事項を記載した事業報告書を 作成し、町長に提出するものとします。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を 取り消されたときは、取り消された日から起算して2か月以内に当該年度の当該日までの 事業報告書を提出するものとします。

- ア 管理業務の実施状況
- イ 利用状況の件数・理由
- ウ 利用料金の収入実績
- エ 管理経費の収支状況
- オ その他町長が別に定める事項

#### (3)業務報告の聴取等

町長は、施設の管理運営の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び 経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地を調査し、又は必要 な指示をすることができるものとします。

#### (4) 事業及び業務にあたっての注意事項

① 公平性の確保

公の施設であることを常に念頭に置いて、公平な運営を行うこととし、特定の個人、 団体等に有利あるいは不利な運営を行わないこと。

② 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、本業務(2(1)に掲げる業務内容をいう。)を一括して第三者に委託することはできません。

③ 関係法令等の遵守

指定管理者は、次に掲げる法令等を遵守し、事業及び業務を遂行すること。

- ア 地方自治法
- イ 大江町朝日連峰古寺案内センターの設置及び管理に関する条例
- ウ 大江町朝日連峰古寺案内センターの設置及び管理に関する条例施行規則
- エ 個人情報保護に関する法律
- オ 大江町個人情報保護条例
- カ 旅館業法
- キ 食品衛生法
- ク 消防法
- ケ その他の関係法令
- ④ 指定管理者の指定の取り消し

町長は、大江町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第9条の規定により、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとします。

- ア 本業務に際し不正行為があったとき
- イ 町長に対し虚偽の報告をし、または正当な理由なく報告等を拒んだとき
- ウ 協定内容を履行せず、またはこれらに違反したとき
- エ 自らの責めに帰すべき事由により指定管理者から協定解除の申出があったとき
- オ その他、町長が必要と認めるとき

#### 3 指定管理者募集に関する事項

(1) 指定管理者の募集及び選定スケジュール

1	募集要項及び申請書類の配布	令和7年11月17日(月)
		~令和8年1月30日(金)
2	質問書の受付(注1)	令和7年11月26日(水)
		~令和8年1月23日(金)
3	) 現地説明の実施	②の期間中、随時対応しますので、担当課
		へ連絡してください
4	質問書の回答(注2)	令和8年1月23日(金)
(5)	申請書類の受付(注3)	令和7年11月17日(月)
3)		~令和8年1月30日(金)
6	選定委員会による審査	令和8年2月中旬(予定)
7	候補者選定結果の通知及び公表	選定後速やかに
8	町議会の議決	令和8年3月中旬(予定)
9	指定管理者の指定の通知及び告示	議決後速やかに
(10)	協定の締結	令和8年4月上旬(予定)
-	Hill dail of the Mill	
11)	管理の開始	協定締結後速やかに

- (注1) 質問事項は質問書(様式8)に記入し、持参するか郵送、FAX又は電子メールにより送付してください。口頭での質問は受け付けません。
  ※持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時までとします。
  ※FAX及び電子メールでの送付については、必ず通信の確認をお願いします。
  ※FAX及び電子メールの場合の受付は、令和8年1月23日(金)午後5時
- (注2) 質問書回答は郵送、FAX又は電子メールのいずれか希望するものにより行います。
- (注3) 申請書類は、その内容について事務局から事前に確認を得た書類を持参又は 郵送で提出してください。受付時間は、午前8時30分から午後5時までとし、 郵送の場合は、令和8年1月30日(金)必着とします。

なお、申請書類は返却いたしません。

着信分までとします。

#### (2) 申請に関する事項

#### ① 応募資格

日本国内に主たる事務所、住所を有する法人その他の団体(以下「法人等」という。) であることとします。ただし、複数の法人等がグループ(共同企業体)を構成して申請 する場合は、代表団体が日本国内に主たる事務所、住所を有することとします。

#### ② 応募の制限

応募しようとする法人その他の団体は、次に掲げる項目に該当する者を除くものとします。

- ア 法律行為を行う能力を有しない者
- イ 破産者で復権を得ない者
- ウ 法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者
- エ 指定管理者の指定を委託と見なした場合に、法第92条の2、第142条又は第180 条の5第6項の規定に抵触する者
- オ 地方自治法施行令第 167 条の4第2項の規定により本町における一般競争入札等 の参加を制限されている者
- カ 国税及び地方税を滞納している者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる指定暴力 団等及びその構成員、準構成員並びにその関係者
- ク 単独で申請した法人等で、他のグループ申請の構成員として重複して応募する者

#### ③ 必要な資格技能等

古寺案内センターの運営開始までに、次の資格技能を取得若しくは雇用(取得見込み及び雇用見込みを含む。)すること。グループで応募する場合は、いずれかの団体が取得又は雇用(取得見込み及び雇用見込みを含む。)していることとします。

また、町外に主たる事務所、住所を有する法人等の場合は、運営開始までに町内に現 地法人(支店、営業所等)を設置することとします。

- ア 旅館業経営許可
- イ 食品衛生責任者(食品衛生法施行条例)

#### ④ 申請手続き

申請時には、次に掲げる書類を5部(正本1部、副本4部)提出してください。場合により追加資料の提出を求めることがあります。

- ア 大江町公の施設に係る指定管理者指定申請書(様式1)
- イ 法人等の概要(様式2)
- ウ グループ申請構成表(様式3)※グループ申請時のみ提出

- エ 指定施設に係る事業計画書(様式4)
- オ 指定施設の管理に係る収支計画書(様式5)
- カ 団体の組織及び財務の状況を説明する書類
  - a 法人登記簿の謄本(法人の場合)
  - b 団体の定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
  - c 代表者の身分証明書
  - d 財務諸表(最近3事業年度決算期の財産目録、賃借対照表、事業報告書、 損益計算書等)
  - e 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに 相当する書類
  - f 申込資格に関する申立書(様式6)
- キ 前年の国税及び地方税に係る納税証明書 (募集開始日以降に交付されたもの)
- ク 既に行っている業務(公共施設の管理業務等の実績)の概略等を記載した書類 (様式7)
- ケ その他町長が必要と認める書類
- ※上記提出書類カ、キについては、複数の団体により構成されるグループで提出する場合は各団体分提出することとします。
- ※申請に際して必要となる費用はすべて申請者の負担とします。

#### ⑤ その他

申請を辞退する場合は、辞退届 (様式任意) を提出するものとします。 また、次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ア 申請期限内に申請書類が提出されない場合
- イ 提出書類の内容に虚偽の記載があった場合
- ウ 選定の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 本要項に違反すると認められる行為があった場合

#### 4 経費に関する事項

指定管理者による施設の管理においては、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 8 項で定める「利用料金制」を採用するため、利用者が支払う利用料金等を自らの収入と することができます。

その他、駐車場等の利用に伴う維持協力金も指定管理者の収入とします。

#### (1) 事業及び業務に要する費用

指定管理者は、健全な運営を行うにあたり、朝日連峰の観光案内・環境整備等に努める ものとします。また、大江町の交流人口の更なる拡大を目標とする観光資源活用事業等を 促進するため、申請書類となっている指定施設に係る事業計画書(様式4)、指定施設の管 理に係る収支計画書(様式5)の作成に反映させてください。

#### <指定管理料>

※指定管理者が管理運営を開始後、町長が特別な事由と認める場合は、指定管理料について別途協議することとします。

※10万円未満の修繕に係る費用は指定管理者の負担とします。

#### (2) 駐車場等の利用に伴う維持協力金収入に含まれるもの

- ① 人件費(朝日連峰登山案内業務、観光案内情報発信業務、施設清掃業務、登山遊歩道等環境整備業務、駐車場協力金収受業務)
- ② 施設維持管理委託料(消防設備、浄化槽保守点検、水質検査)
- ③ 管理運営費(施設管理用消耗品費、軽微な修繕費等)

#### (3) 指定管理者が町に支払う行政財産使用料

指定管理者は古寺案内センターの土地及び建物使用料として行政財産の使用料を支払 うものとします。

<行政財産使用料(賃借料)>

行政財産使用料 1,310,000 円/年(予定)

※使用料は土地及び建物使用料を合算しております。支払い時期及び方法については 別途協定で定めます。

#### 5 選定に関する事項

#### (1) 選定の基準

審査委員会において、申請者から提出のあった事業計画書等を次の基準に基づき総合的 に審査し、候補者を選定します。

- ① 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- ② 古寺案内センターの効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 古寺案内センターの適切な維持及び管理に係る経費の縮減等が図られるものであること。
- ④ 古寺案内センターの管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

#### (2) 選定方法

提出された申請書等による書類審査の後、選定委員会を設置して、様式9の内容に基づき審査を行います。

なお、選定委員会では、応募者による企画提案説明を行っていただく予定としており、 審査の方法等につきましては応募者に対し別途詳細を通知します。

#### (3) 候補者の選定

選定委員会における審査結果の報告を受け、指定管理者の候補者を決定します。結果は 応募者に通知します。なお、選定結果及び応募者の事業計画書については公開することが あります。

#### (4) 指定管理者の決定

指定管理者の決定は、大江町議会での議決後に行います。

#### (5)経営許可及び営業許可の取得

古寺案内センターの管理運営にあたっては、旅館業の経営許可及び飲食業の営業許可が 必要となります。どちらの許可も指定管理者が申請し、許可を受ける必要があります。

指定管理者として指定された場合、保健所と打合せを行うなど申請に係る準備を進めていただき、速やかに旅館業の経営許可及び飲食業の営業許可を取得していただきます。なお、申請に係る費用は指定管理料に含めていないので、指定管理者の負担で行うものとします。

#### 6 協定に関する事項

大江町議会の議決を経て指定管理者として指定した後、細部について協議を行い、指定期間 前までに施設の管理運営に関する次の内容について、指定期間全体の協定を締結します。

- ① 指定期間に関する事項
- ② 事業計画に関する事項
- ③ 利用料金に関する事項
- ④ 事業報告及び業務報告に関する事項
- ⑤ 管理費用に関する事項
- ⑥ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑦ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ⑧ その他町長等が別に定める事項

#### 7 参考資料

- (1)位置図・施設概要図
- (2) 施設平面図
- (3) 施設立面図
- (4) 備品装備一覧